

宇城市

成年後見制度利用促進基本計画



令和4年（2022年）3月

宇 城 市

はじめに

我が国の少子高齢化は急速に進展しておりますが、本市においては、全国の都市圏より早く高齢化が加速しています。宇城市が誕生した平成 17 年（2005 年）に 25.5%だった高齢化率は、令和 2 年（2020 年）10 月 1 日には 33.9%へと上昇し、高齢者人口がピークを迎える令和 6 年（2024 年）には 35.6%に達すると推計されています。

今後、75 歳以上の後期高齢者の増加に伴い、認知症等で支援を必要とする方が増加することが見込まれます。また、療育手帳や精神保健福祉手帳の所有者も増加していることから、成年後見制度の必要性は確実に高まっていくことが予想されます。

このような状況を踏まえ、市では、認知症、知的障がい、精神上的の障がい等により、財産の管理や日常生活に支障がある方々が、権利や財産が侵害されることなく、安心して「その人らしい暮らし」が継続できるような体制の整備を目指し、「宇城市成年後見制度利用促進計画」を策定しました。

本計画では、成年後見制度の利用により、「権利擁護を必要とする人が、自らの意思に基づいた日常生活を送ることができるよう、継続した支援ができる地域」を基本理念に掲げています。今後、本計画に基づき、相談対応体制を整備し、包括的な支援が行き届く地域社会の実現のため、成年後見制度の利用促進に取り組むとともに、権利擁護支援の地域連携ネットワークを着実に構築してまいります。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました、宇城市成年後見制度利用促進審議会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見やご協力を頂きました市民の皆様に心から感謝を申し上げますとともに、本計画の推進により一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 4 年 3 月

宇城市長 守田憲史



目 次

第1章 成年後見制度利用促進基本計画の策定にあたって

1 計画策定の意義	1
2 計画の目的	1
3 計画の位置づけ	2
(1) 法律との関係	
(2) 本計画と他の計画との関係	
4 計画の策定体制と経過	3
(1) 「宇城市成年後見制度利用促進審議会」による審議	
(2) パブリックコメントの実施	
5 計画の期間	3

第2章 成年後見制度を必要とする人を取り巻く現状と課題

1 国・市における成年後見制度の利用に関する現状及び推計	4
(1) 全国における高齢者及び障がい者の現状と将来推計	
(2) 宇城市における高齢者及び障がい者の現状と将来推計	
2 宇城市の数値から見る成年後見制度を取り巻く状況	9
(1) 宇城市及び近隣市町の概況	
(2) 宇城市及び近隣市町の成年後見制度類型別利用者数	
(3) 宇城市及び近隣市町の成年後見等開始申立件数の推移	
(4) 成年後見制度利用支援事業（利用数及び助成額）	
(5) 専門職団体の受任件数	
(6) 法人後見新規受任件数	
(7) 法人後見受任件数	
(8) 権利擁護及び成年後見等相談件数	
(9) 地域福祉権利擁護事業利用から成年後見制度利用への移行件数	

3 宇城市の高齢者及び障がい者のニーズ及び制度の認知状況	14
(1) 成年後見の利用ニーズ状況	
(2) 成年後見制度の認知状況	
(3) 成年後見制度に関する宇城市の課題	

第3章 計画の理念及び体系

1 基本理念と目指す社会	16
2 計画の基本目標	17
3 施策の体系	17

第4章 基本理念の実現に向けた具体的な取り組み

第5章 計画の評価及び進捗管理

第6章 資料編

1 宇城市成年後見制度利用促進審議会運営要綱	23
2 宇城市成年後見制度利用促進審議会 委員	25
3 宇城市成年後見制度利用促進審議会 開催状況	26
4 成年後見制度に係る宇城市長による審判の請求手続等に関する取扱要綱	27
5 宇城市成年後見制度利用支援事業実施要綱	31
6 成年後見制度への改正経緯（参考文献）	34

第1章 成年後見制度利用促進基本計画の策定にあたって

1 計画策定の意義

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない人について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで本人を法律的に支援する制度です。民法上の制度であり、平成12年に従来の禁治産制度に代わる制度として導入されました。

平成28年5月には成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号、以下「法」といいます。）が施行され、法の中で、制度の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度利用促進基本計画（以下、「基本計画」といいます。）を策定することとし、国の基本計画は平成29年3月24日に閣議決定されました。

また、市町村は、国が策定した基本計画を勘案して当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他必要な措置を講ずることに努めることになります。

このことを受け、宇城市では宇城市成年後見制度利用促進基本計画（以下「本計画」といいます。）を策定し、制度の利用促進に取り組むものです。

2 計画の目的

本計画は、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人が成年後見制度を利用し、法律面や生活面で保護や支援を受けることで、権利や財産が侵害されることなく安心して暮らしていくことができるように、本市の成年後見制度利用促進の基本的な方向性とその取り組みを明らかにし、計画的に進めていくことを目的に策定するものです。

3 計画の位置づけ

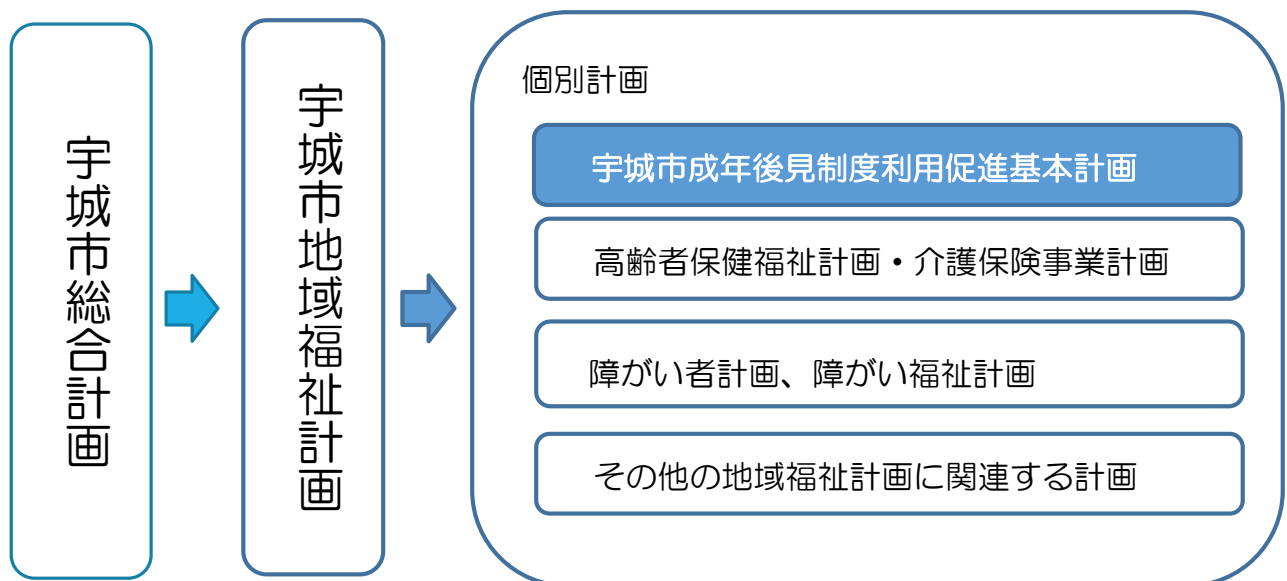
(1) 法律との関係

本計画は、法第14条第1項の規定に基づき、本市における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるものです。

(2) 本計画と他の計画との関係

本計画は、地域における高齢者、障がい者、児童等の福祉に関して、共通して取り組む事項を盛り込む福祉分野の上位計画に位置付けられている地域福祉計画と一体的に取り組むため、第3次宇城市地域福祉計画（計画期間：令和2年度～令和6年度）で掲げている計画の理念（目指す姿）「赤ちゃんからお年寄りまで誰もが健康で生きがいを持って暮らせる地域を市民みんなで作り上げていく」を基に本計画を策定します。

また、「宇城市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「宇城市障がい者計画」「宇城市障がい福祉計画」など、高齢者福祉や障がい者福祉の分野の計画とも整合性を図ります。



4 計画の策定体制と経過

本計画の策定にあたり、司法関係者、福祉関係者、学識経験者などから広く意見を聴取するとともに、市民からも意見を募りました。

（１）「宇城市成年後見制度利用促進審議会」による審議

令和３年６月から、司法関係者、福祉関係者、学識経験者、市民などに参画を求め、「宇城市成年後見制度利用促進審議会」を設置し、本計画の審議を重ねました。

（２）パブリックコメントの実施

本計画の案を市のホームページに掲載し、また、本庁高齢介護課及び支所で閲覧できるようにし、広く市民から意見や提案を募集しました。

5 計画の期間

計画の期間は令和３年度（２０２１ 年度）～令和６ 年度（２０２４ 年度）（４年間）とします。計画期間の最終年度となる令和６年度（２０２４年度）は、本計画の見直しを第３次宇城市地域福祉計画の見直しと並行して実施し、成年後見制度の利用促進に必要な施策を地域福祉計画に反映して、本計画を地域福祉計画に組み込みます。

H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
第2次地域福祉計画 H27～R1					第3次地域福祉計画 R2～R6					第4次地域福祉計画 R7～R11				

成年後見制度
利用促進基本計画
R3～R6

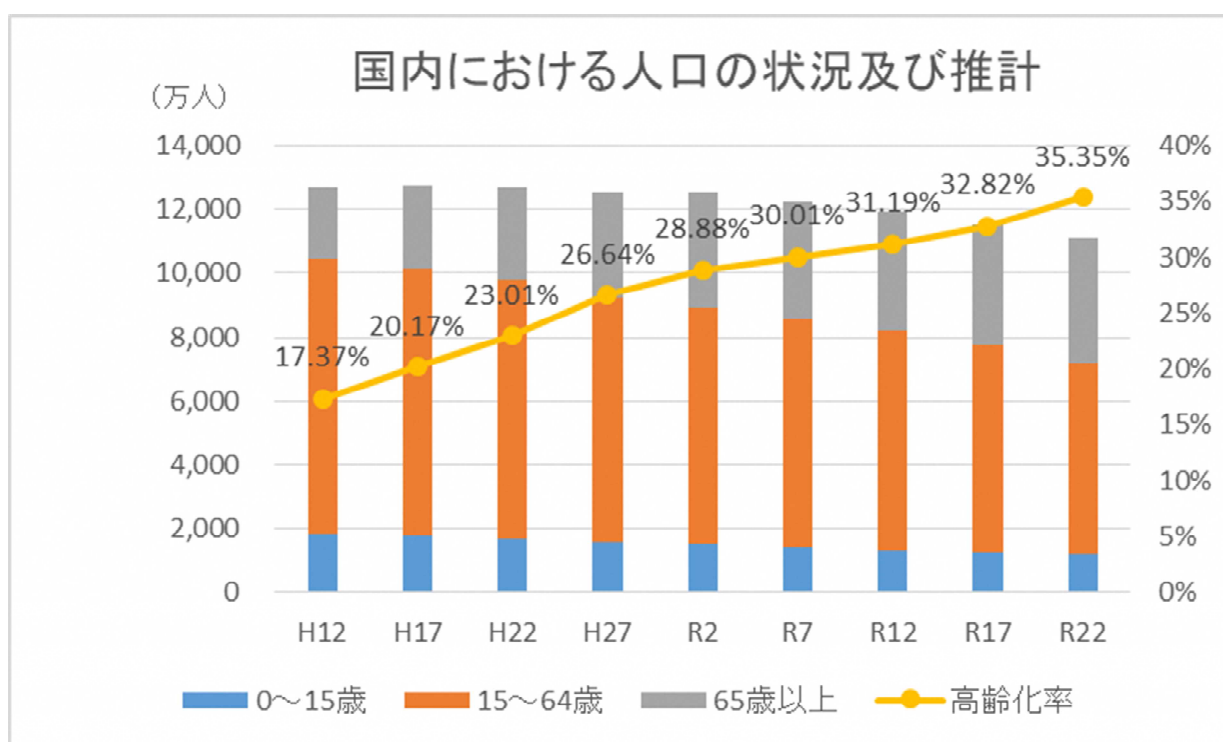
地域福祉計画
に組み込む

第2章 成年後見制度を必要とする人を取り巻く現状と課題

1 国・市における成年後見制度の利用に関する現状及び推計

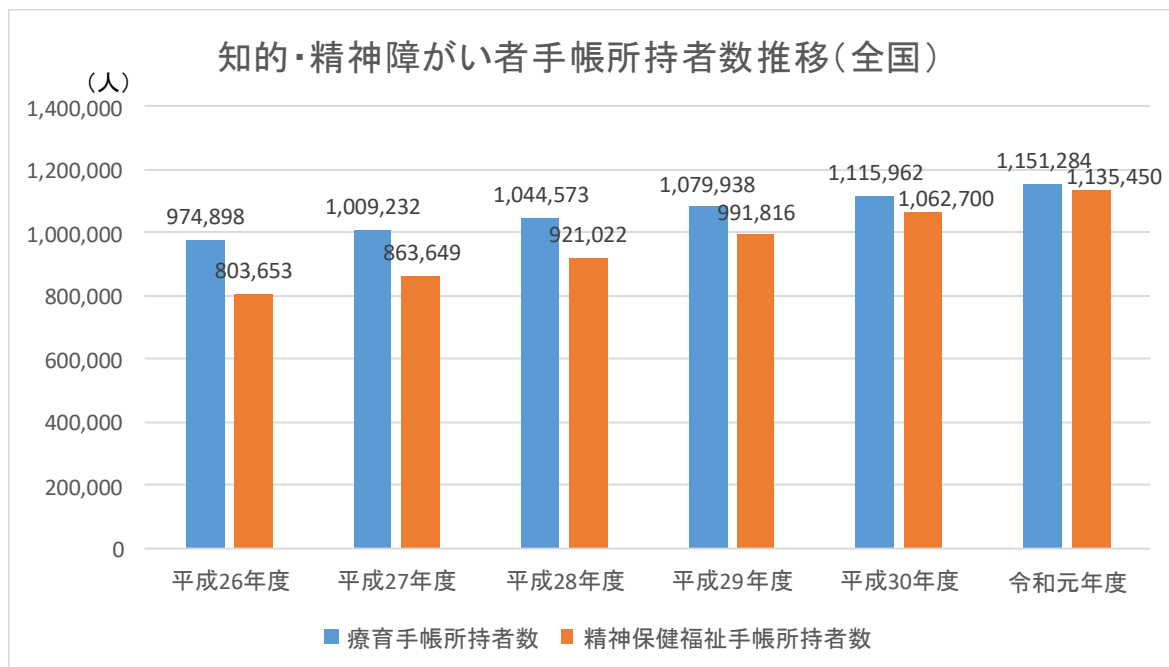
(1) 全国における高齢者及び障がい者の現状と将来推計

全国の人口は平成22年（2010年）から減少傾向に転じ、年少人口（0歳～14歳）と生産年齢人口（15歳～64歳）はともに減少が続いていますが、高齢人口（65歳以上）は増加を続けています。平成27年（2015年）に高齢人口は約3,347万人となり、高齢化率は26.6%となっています。今後も増加傾向をたどり、令和22年以降（2040年以降）にピークを迎え、その後減少に転じると推計されています。



（出典：2015年までは総務省「国勢調査」、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果）

また、障がい者手帳の所持者は、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳共に増加を続けています。特に精神障害者保健福祉手帳の所持者は伸び率が高く、4年で1.3倍となっています。

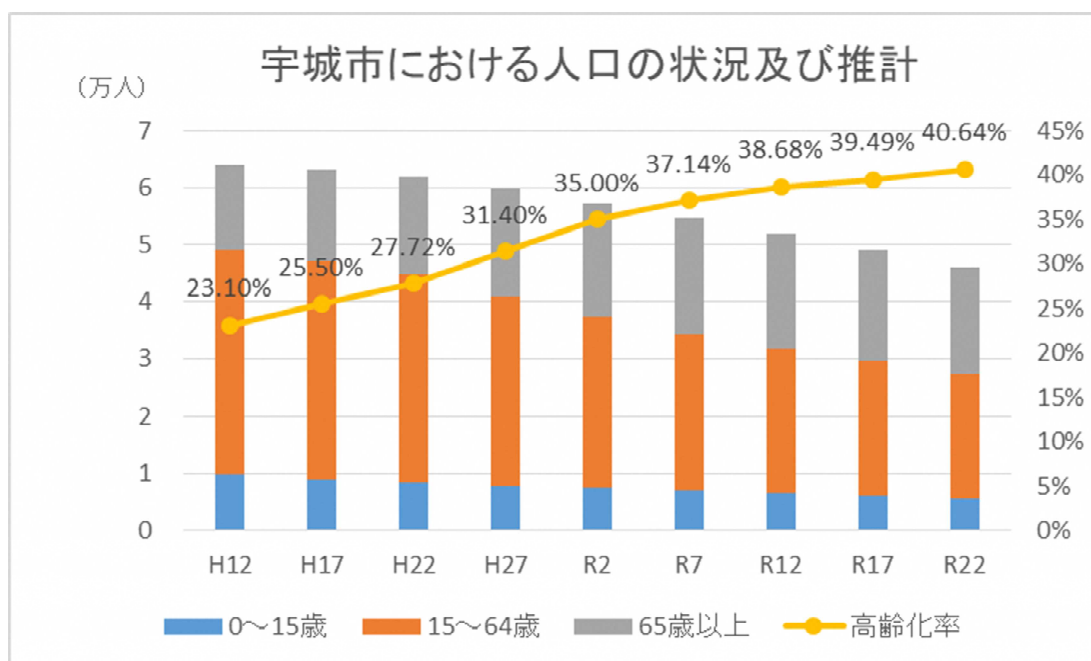


(出典：福祉行政報告例、衛生行政報告例)

(2) 宇城市における高齢者及び障がい者の現状と将来推計

宇城市の人口は、5町が合併した平成17年(2005年)には約63,000人でしたが、既に減少傾向がみられており、平成27年(2015年)には約60,000人となっています。今後も減少は続いていくと推計されています。

人口3区分でみると、年少人口(0歳~14歳)と生産年齢人口(15歳~64歳)は減少が続いている一方、高齢人口(65歳以上)は増加しており、平成27年(2015年)の高齢者は約19,000人で高齢化率は31.4%となっています。高齢者の人口は、令和7年までは増加し、その後減少していくと推定されますが、全人口が減少していくため、相対的に高齢化率は今後も増加していきます。

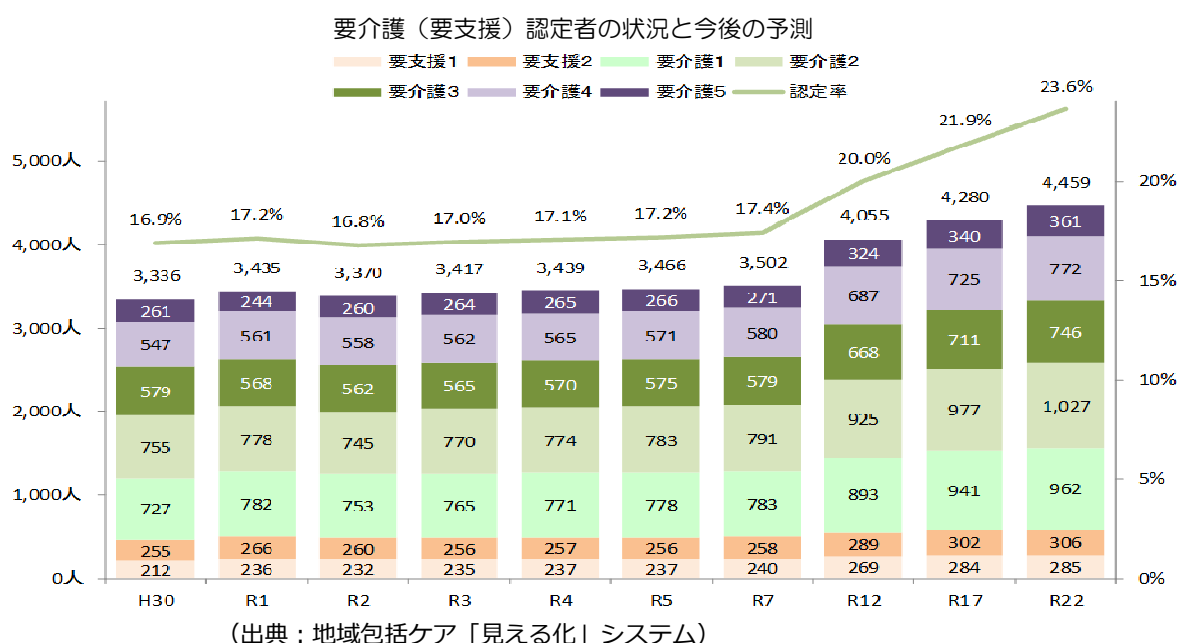


（出典：2015 年までは総務省「国勢調査」、2020 年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成 29 年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果）

要介護（要支援）認定者は、平成 30 年度に 3,336 人となっていました、令和 2 年度は 3,370 人（34 人の増加）となっています。

今後の予測は、令和 5 年度に 3,466 人となり、令和 2 年度と比較して 96 人の増加となります。

さらに、令和 7 年度には 3,502 人となると予測されます。



本市の令和2年の要介護（要支援）認定者3,370人のうち、認知機能の低下が見られる方（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上）は2,420人で、65歳以上の高齢者のうち12.2%を占めています。今後は、認知症高齢者数の増加に伴いこの割合も増加すると見込まれます。

また、日常生活圏域日常生活ニーズ調査の結果では、要介護（要支援）認定を受けていない調査の対象者9,525人のうち52.4%の方が認知症予防の必要性があるという結果でした。これらのことから、成年後見制度を必要とする高齢者は増加していくと予想されます。

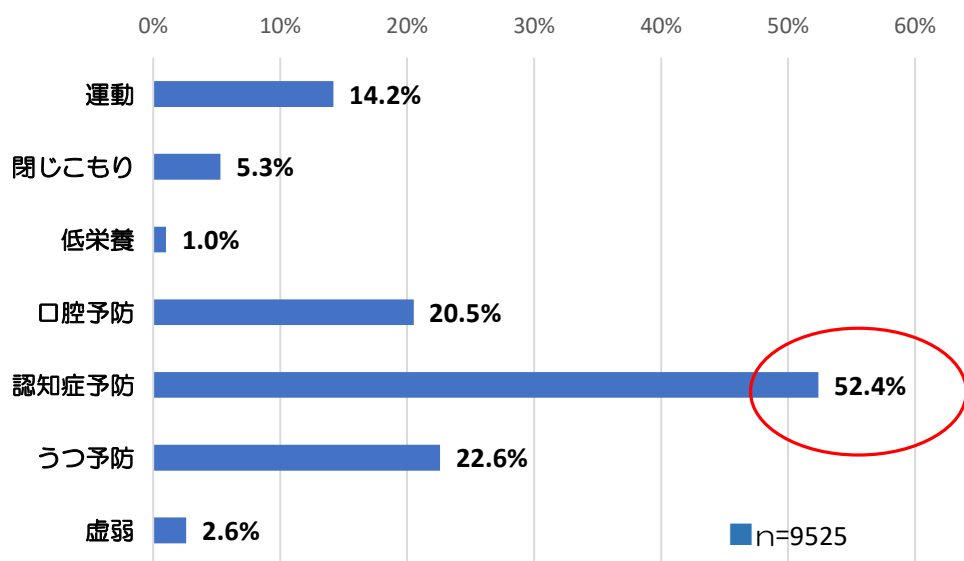
認知症高齢者自立度Ⅱ以上の推計

（単位：人 / %）

	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R12	R17	R22
高齢者数	19,683	19,787	19,866	19,872	19,885	19,806	20,079	19,371	18,744
認定者数	3,435	3,370	3,417	3,439	3,466	3,502	4,055	4,280	4,459
認知症高齢者 自立度Ⅱ以上	2,451	2,420	2,455	2,469	2,490	2,521	2,960	3,139	3,297
認定者割合	17.5%	17.0%	17.2%	17.3%	17.4%	17.7%	20.2%	22.1%	23.8%
認知症高齢者 自立度Ⅱ以上割合	12.5%	12.2%	12.4%	12.4%	12.5%	12.7%	14.7%	16.2%	17.6%

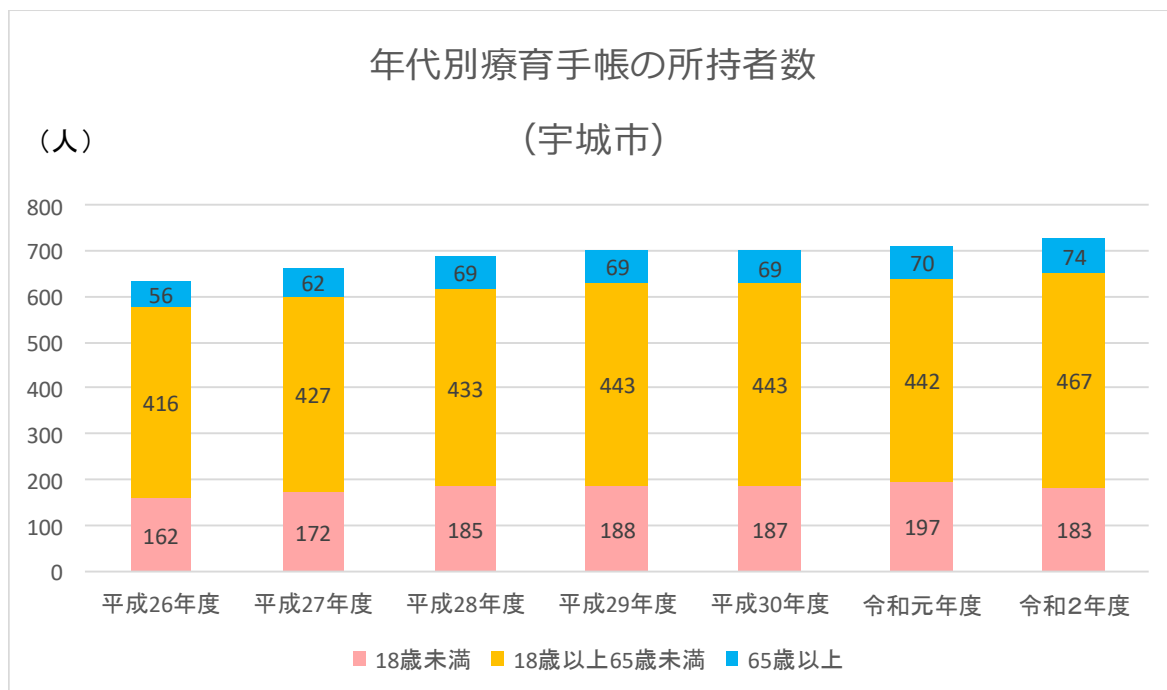
（出典：庁内資料）

基本チェックリストの項目別該当者出現率

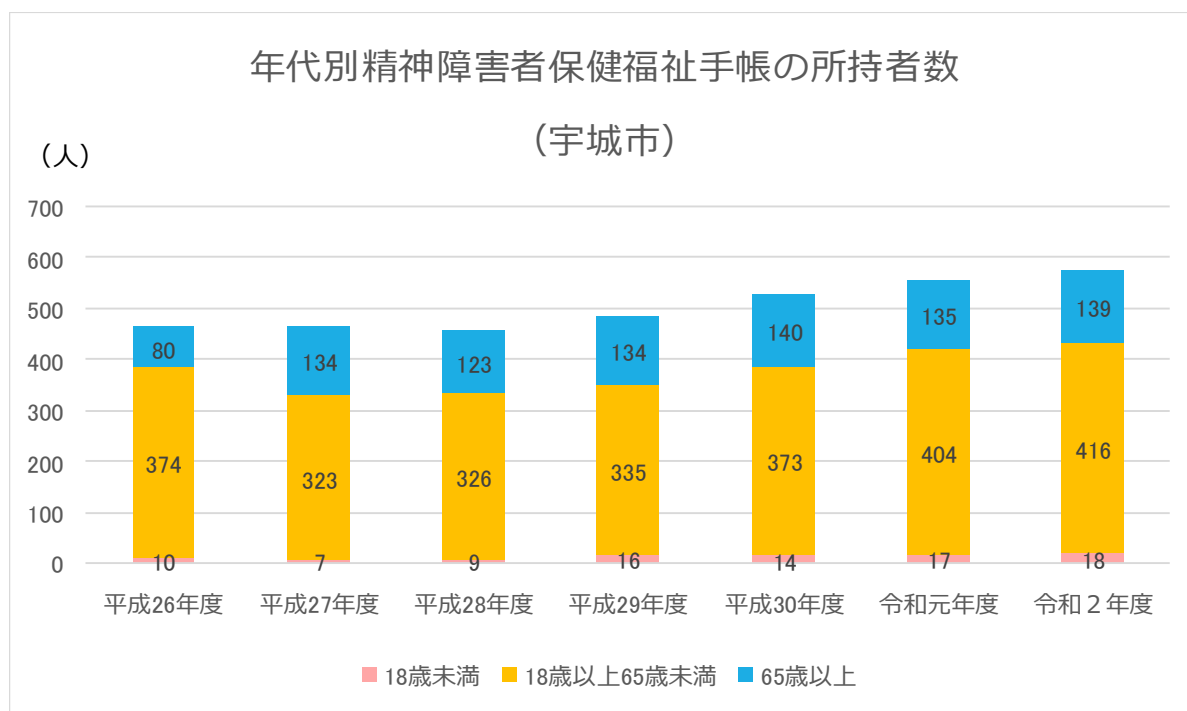


（出典：日常生活圏域ニーズ調査）

障がい者の状況をみると、療育手帳の所持者数、精神障害者保健福祉手帳の所持者数ともに18歳以上65歳未満が多く、増加しています。これらのことから、成年後見制度の利用を必要とする障がい者は増加していくと予想されます。



(出典：庁内資料)



(出典：庁内資料)

2 宇城市の数値から見る成年後見制度を取り巻く状況

(1) 宇城市及び近隣市町の概況

宇城市の高齢化率、後期高齢者の割合及び65歳以上の世帯員がいる世帯の割合は、県平均より高く、管内では中位となっています。また、高齢者単独世帯の割合は県平均より低く、管内は同程度の割合となっています。

総人口に占める成年後見制度利用者の割合を見ると県平均より低く管内では同程度の割合となっています。

これらのことから、後期高齢者の増加により認知症等の疾患を持つ高齢者の増加が見込まれ、県内他市町村より同居家族等の支援が受けられる高齢者が多いことや、成年後見制度の利用に繋がっていない高齢者が多いことも考えられます。

高齢者の概況（市町比較）

No.	項目	熊本県	宇城市	宇土市	美里町
1	総人口 X	1,735,901	57,226	36,027	9,164
2	高齢者人口（65歳以上）	548,128	19,968	10,964	4,303
3	高齢化率（%）	31.6	34.9	30.4	47.0
4	後期高齢者（75歳以上）人口	287,111	10,637	5,890	2,490
5	後期高齢者（75歳以上）割合	16.5	18.6	16.3	27.2
6	一般世帯数 A	702,565	21,314	13,244	3,581
7	65歳以上の世帯員がいる世帯数 B	321,383	11,298	6,363	2,558
8	割合（%）B/A	45.7	53.0	48.0	71.4
9	高齢者単独世帯数 C	83,461	2,519	1,378	567
10	割合（%）C/A	11.9	11.8	10.4	15.8
11	割合（%）C/B	26.0	22.3	21.7	22.2
12	高齢者夫婦のみ世帯数 D	90,837	3,042	1,786	640
13	割合（%）D/A	12.9	14.3	13.5	17.9
14	割合（%）D/B	28.3	26.9	28.1	25.0
15	療育手帳保有者数 E	20,223	724	400	152
16	割合（%）E/X	1.2	1.3	1.1	1.7
17	精神保健福祉手帳保有者数 F	18,855	573	454	106
18	割合（%）F/X	1.1	1.0	1.3	1.2
19	成年後見利用者数 G	3,724	96	64	15
20	割合（%）G/X	0.21	0.17	0.18	0.16

※No. 1～14 高齢者関係資料集令和3年9月より抜粋（熊本県健康福祉部長寿社会局）

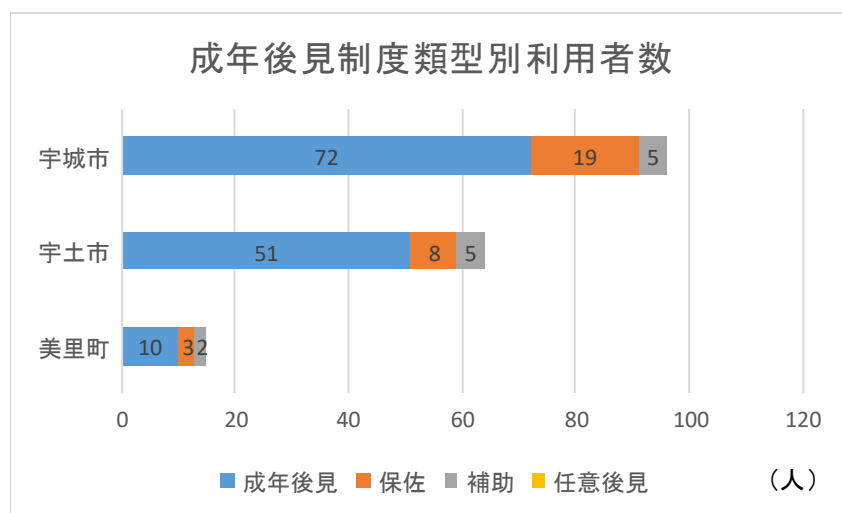
※No. 15～18 宇土市福祉課、美里町福祉課、宇城市社会福祉課提供（R2データ）

※No. 15～18（R3～R5）熊本県障がい福祉計画より抜粋（R1データ）

※No. 19 熊本家庭裁判所 成年後見制度類型別利用者数（県内市町村別）令和2年 抜粋

（２）宇城市及び近隣市町の成年後見制度類型別利用者数

宇城市における制度利用者の類型をみると、９６人中７２人（７５．０％）が成年後見となっています。また、保佐が１９人（１９．８％）、補助が５人（５．２％）、任意後見の利用者はいません。宇土市、美里町においても成年後見の割合が非常に多く、似たような構成になっています。



（出典：熊本家庭裁判所 成年後見関係事件の概要（令和２年・熊本版））

（３）宇城市及び近隣市町の成年後見等開始申立件数の推移（単位：件）

宇城市では、平成28年以降、年間５～７件（うち障がい０～２件）ほどの市長申し立てが 있습니다。今後は、後期高齢者、独居高齢者、認知症高齢者の増加が見込まれることから、成年後見制度利用者も増加する見込みです。

首長申立の内訳（市町比較）

年度	H28			H29			H30			R1			R2		
申立者	親族	市長		親族	市長		親族	市長		親族	市長		親族	市長	
		高齢	障がい		高齢	障がい		高齢	障がい		高齢	障がい		高齢	障がい
宇城市	14	7	0	13	4	1	13	3	2	5	5	1	9	7	0
宇土市	8	2	1	10	1	1	13	4	1	7	2	1	9	1	1
美里町	0	0	1	1	0	1	1	0	1	4	0	0	5	0	1

※出典：熊本家庭裁判所 熊本県内の成年後見等申立件数、熊本県内の市町村長による後見等開始申立の件数

※障がい数は、宇土市福祉課、美里町福祉課、宇城市社会福祉課提供

（４）成年後見制度利用支援事業（利用数及び助成額）（単位：件/円）

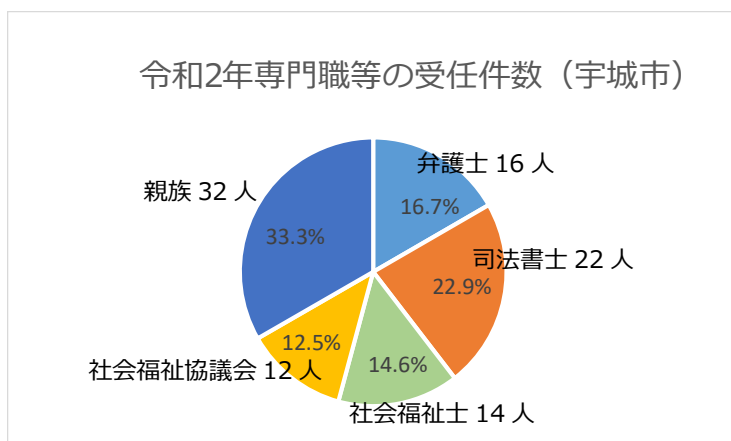
宇城市成年後見制度利用支援事業実施要綱に基づき、後見人等の報酬の全部又は一部を助成しています。
※

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
高齢者	申請件数	3	4	4	4	3	2
	助成件数	3	2	3	4	2	1
	助成金額	308,000	240,000	400,000	510,000	239,995	140,000
障がい	申請件数	3	2	1	1	2	5
	助成件数	3	2	1	1	2	3
	助成金額	636,000	270,000	160,000	130,000	280,000	360,000

※P3 1 参照 （出典：庁内資料）

（５）専門職団体の受任件数（単位：件）

成年後見人等には、主に利用者本人の配偶者や四親等以内の親族の他、法律及び福祉の専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士等）が選任されます。本市において、成年後見人等の受任件数は、微増または横ばい傾向にありますが、専門性の高いケースを受任する事が求められる専門職は、養成にも時間がかかり、大幅な伸びは期待できない状況です。また、成年後見等は、生涯継続する可能性が高いことから、受任件数は増加していき、新規受任の調整がスムーズにいかないケースが増えると考えられます。



（出典：熊本家庭裁判所 専門職の受任件数）

(6) 法人後見新規受任件数（単位：件）

本市では法人後見を受任している団体は、宇城市社会福祉協議会1団体です。宇城市社会福祉協議会の新規受任件数は、年間2～4件程度で推移しています。宇城市全体の制度利用者の類型と同じく後見が多くなっています。

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
後見	2	1	3	3	1	1
保佐	0	2	1	1	0	1
補助	0	0	0	0	0	0
計	2	3	4	4	1	2

（出典：庁内資料）

(7) 法人後見等受任件数（単位：件）

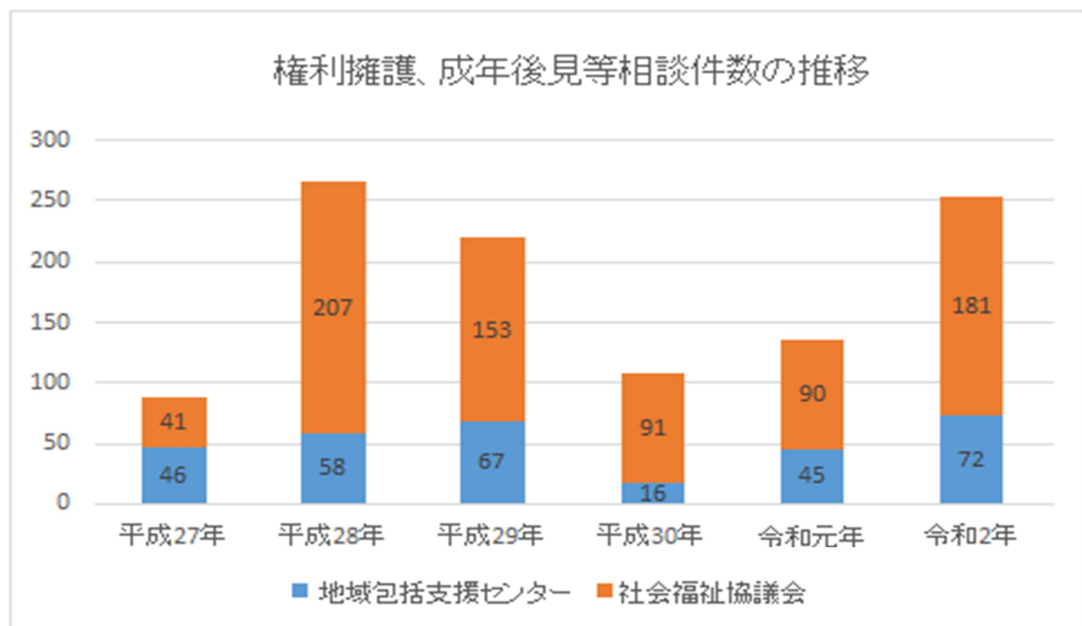
地域福祉権利擁護事業利用者については減少傾向にありますが、後見、保佐は微増傾向にあります。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
後見	3	3	5	7	7	6
保佐	1	2	3	4	4	4
地域福祉権利擁護事業	29	35	37	37	31	28

※新規受任者数含む（出典：庁内資料）

（８）権利擁護及び成年後見等相談件数（単位：件）

権利擁護及び成年後見等に関する相談件数は、平成 30 年以降増加しています。平成 28 年熊本地震の影響で相談件数が増加し、令和 2 年度は総合相談センターの設置及び新型コロナウイルス感染症拡大により相談数が増加したと思われます。



（出典：庁内資料）

（９）地域福祉権利擁護事業利用から成年後見制度利用への移行件数

（単位：件）

成年後見制度利用への移行ケースが毎年 2、3 件あります。

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
後見へ移行	2	1	3	3	1	1
保佐へ移行	0	2	1	1	0	1
補助へ移行	0	0	0	0	0	0
計	2	3	4	4	1	2

（出典：庁内資料）

3 宇城市の高齢者及び障がい者のニーズ及び制度の認知状況

令和2年7月13日付けで居宅介護事業所、障がい者相談支援事業所31カ所にアンケート調査を実施し、22カ所から回答を得ました。

(1) 成年後見の利用ニーズ状況

各事業所の利用者のうち、判断能力が不十分であることに起因する困りごとについて回答いただきました。困りごとについて下記のとおり具体例を示し、最も該当する項目を選択して頂きました。金銭や財産の管理に関する項目が最も多い回答でした。

アンケート調査結果

	該当項目	回答数
ア	本人の判断能力が不十分であるため、治療や介護・福祉サービスの必要性や契約を理解できずに支援が進まない又はサービスを拒否している。	2名
イ	本人の判断能力が不十分であるため、金銭や財産の管理に関する問題が発生している。	12名
ウ	本人の判断能力が不十分であるため、預金や年金を取り上げられるなどの経済的虐待や金銭搾取、それ以外の虐待を受けている又はその疑いがある。	2名
エ	本人の判断能力が不十分であるため、消費者被害や悪徳業者に付きまといわれている又はその疑いがある。	2名
オ	本人の判断能力が不十分であるため、不動産の処分や遺産分割協議、相続などの法律行為を行えない。	1名
カ	本人の判断能力が不十分であるため、その他困難な事情があるが、適切に対応できていない。	9名
キ	本人の判断能力はあるが、任意後見制度や権利擁護事業などの利用の検討が必要である。	1名

(出典：居宅事業所、障がい者相談支援事業所アンケート)

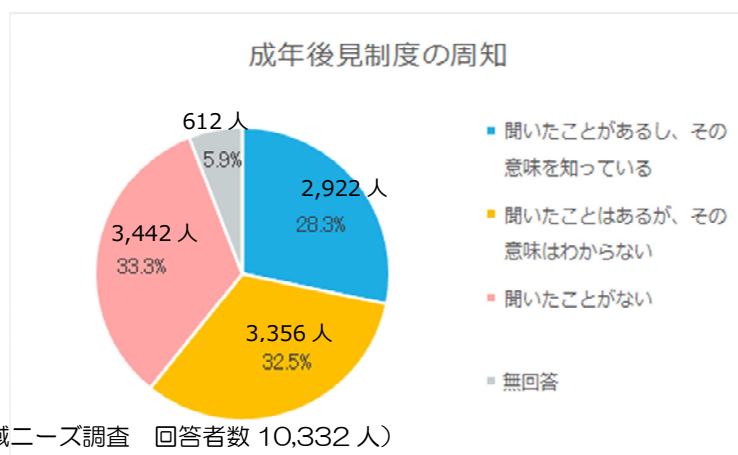
(2) 成年後見制度の認知状況

成年後見制度の認知状況、利用検討者、相談先、制度利用の有無について回答いただきました。回答のあったすべての事業所で成年後見制度を把握されていました。また、事業所に制度利用の検討をした方がいたと回答した事業所は11事業所(50.0%)でした。制度利用を検討するにあたり別の機関に相談したことがあるかという問いには相談したことがある事業所は9事業所(81.8%)で、相談先は宇城市役所、宇城市社会福祉協議会、宇城市地域包括支援センターでした。相談の結果、成年後見制度利用につながったのは半数以下でした。利用できなかった理由はそれぞれにあると考えますが、今後はその理由を検証する必要があると言えます。

	質問項目	はい	いいえ	その他
1	成年後見制度について知っていますか	22	0	0
2	貴事業所の相談者のうち、成年後見制度の利用を検討した方がいましたか	11	11	0
3	成年後見制度の利用を検討するにあたり、別の機関に相談したことがありましたか	9	1	1
4	相談の結果、成年後見制度の利用につながりましたか	4	5	1

(出典：居宅事業所、障がい者相談支援事業所アンケート)

また、令和2年1月に実施した「日常生活圏域ニーズ調査」においても、成年後見制度を知っているかという問いに対して「聞いたことがない」と答えた人が3,442人(33.3%)、「聞いたことはあるがその意味はわからない」と答えた人が3,356人(32.5%)で、あわせると6,798人(65.8%)となります。成年後見制度の周知を図る必要があります。



（３）成年後見制度に関する宇城市の課題

これまでの市の現状及び各種調査の結果から、今後、成年後見制度を利用する可能性がある人は増加すると見込まれます。また、要介護（要支援）認定を受けていなかったり、障がい者手帳を所持していない方の中にも、成年後見等の制度の利用が必要な方もいると考えられます。現時点での制度利用者数は９６人であり、制度利用が進んでいない状況であると考えられます。本市では以下の３つを課題と考えます。なかでも課題３は、制度の周知を推進していくことと同時に早急に解決すべき喫緊の課題と考えます。

課題１	成年後見制度について、関係する事業所や施設には知られているが、市民には知られていない。【周知】
課題２	権利擁護や成年後見に関する相談件数は増加しているが、支援体制が明確化されておらず、制度の利用者数はあまり増加していない。支援が必要な方が支援を受けられていない可能性がある。【支援体制の明確化】
課題３	後見の受任が専門職や法人に限られている。今後、制度利用者が増加すれば、成年後見人の担い手が不足する。【担い手育成・支援】

第３章 計画の理念及び体系

１ 基本理念と目指す社会

地域福祉計画の理念である「赤ちゃんからお年寄りまで誰もが健康で生きがいを持って暮らせる地域を市民みんなで作り上げて行く」を目指し、地域福祉計画の４つの柱の一つである「発見、相談、総合対応による地域包括ケアづくり」を推進します。この地域包括ケアシステム構築に向けた具体的な取り組みの一つとして権利擁護の推進を図ります。これをふまえ、本計画の基本理念と目指す姿を次のように定めます。

【基本理念】 権利擁護を必要とする人が、自らの意思に基づいた日常生活を送ることができるよう、継続した支援ができる地域を目指します。

【目指す社会の姿】 全ての住民の自発的意思が尊重され、権利が守られる地域社会

2 計画の基本目標

基本理念を達成するための具体的な方針として、5つの基本目標を下記のとおり定めます。

- (1) 成年後見制度の普及を促進します。
- (2) 成年後見制度の相談・対応体制を整備します。
- (3) 成年後見制度の利用を促進します。
- (4) 成年後見制度の後見人を支援します。
- (5) 権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築します。

3 施策の体系

基本理念の実現に向けて、5つの基本目標を掲げ、目標達成に向けて取り組むべき施策を示します。

基本目標	施 策	対応する課題
【基本目標 1】 成年後見制度の普及を促進します。	1-1 制度の相談窓口の開設及びその周知 1-2 制度の理解を深めるための広報研修等の実施	【制度の周知】
【基本目標 2】 成年後見制度の相談対応体制を整備します。	2-1 制度の利用を希望する者への相談支援 2-2 専門職の相談窓口の開設	【支援体制の明確化】
【基本目標 3】 成年後見制度の利用を促進します。	3-1 市民後見人の養成 3-2 市長申立に関する受任調整への情報提供	【担い手育成・支援】
【基本目標 4】 成年後見制度の後見人を支援します。	4-1 親族後見人に向けた支援	【担い手育成・支援】
【基本目標 5】 権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築します。	5-1 中核機関の整備 5-2 地域連携ネットワークの構築	【支援体制の明確化】

第4章 基本理念の実現に向けた具体的な取り組み

基本理念の実現に向け、具体的な方針として5つの基本目標を定め、さらに基本目標を達成するための施策について、下記のとおり取り組みます。

【基本目標1】 成年後見制度の普及を促進します。

施策1-1 制度の相談窓口の開設及びその周知

宇城市成年後見支援センターを設置し、成年後見制度の相談窓口を開設します。また、成年後見支援センターのパンフレット、チラシを関係団体の研修等で配布するほか、社協の広報誌やホームページなどでも相談窓口の周知を行います。

施策1-2 制度の理解を深めるための広報、研修などの実施

成年後見制度の理解を深めるために、市及び社協の広報誌やホームページなどで制度を解説し周知します。また、関連する施設や介護事業所の職員、民生委員、地区福社会等を対象に、制度利用に関する講話や研修会を開催します。

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
開催回数	2回	5回	8回	10回

【基本目標2】 成年後見制度の相談・対応体制を整備します。

施策2-1 制度の利用を希望する者への相談支援

制度の利用を希望する本人、親族等からの相談があった場合は、地域包括支援センター、成年後見支援センターにおいて面談又は電話により対応し、制度の説明、申立て等の支援を行います。なお、相談に訪れることが困難な方については、必要に応じ訪問等により対応します。

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
相談件数	300件	300件	350件	350件

施策２－２ 専門職の相談窓口の開設

制度の利用を希望する本人及び親族等からの相談のうち、高度な問題を抱えるケースについては、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職による相談窓口を宇城市成年後見支援センターにおいて定期的に開設し対応します。

	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
相談窓口開設数	１２回	１２回	１２回	１２回

【基本目標３】成年後見制度の利用を促進します。

施策３－１ 市民後見人の養成

中核機関を設置した後は、令和５年度を目標に、宇城圏域の市町共同で養成講座が開催できないか等の協議を進めていきます。同時に、法人後見機関等と連携し、市民後見人の養成を段階的に進めていきます。市民後見人育成の具体的スキームは現在検討段階ですが、案としては、市民後見人の養成講座を受講して頂いた後、法人後見事業の補助等を行う事により経験を積んで頂きスキルアップに繋げる仕組みを考えており、審議会の中でご意見を伺いながら進めていく予定です。

施策３－２ 市長申し立てに関する受任調整への情報提供

宇城市長が成年後見の申し立てを行う案件について、本人のニーズに合った成年後見人等をスムーズに選任するために、本人及び申立以前から本人と関わりがあり、状況をよく把握している関係者から、本人の意向を確認し、今後必要と思われる支援の内容を家庭裁判所に情報提供を行います。また、現在法人後見を受任している１法人以外に、法人後見を受任できる新規法人（社会福祉法人、NPO法人等）の募集等の可能性について家庭裁判所と協議を行うとともに、現に法人後見を受任している法人に対する体制補強の必要性を含め検討していきます。

【基本目標４】成年後見制度の後見人を支援します。

施策４－１ 親族後見人への支援

宇城市在住で親族後見人になられている方からの相談に宇城市成年後見支援センターが応じ、適宜説明や専門職への繋ぎを行います。広報誌などにより、親族後見人の方へ相談支援を行うことを周知します。

【基本目標５】権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築します。

施策５－１ 中核機関の整備

成年後見制度に関する取り組みを推進していくために、保健・医療・福祉・司法の専門職団体が連携共働する権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図ります。宇城市成年後見支援センターと高齢介護課、社会福祉課を中核機関とし、宇城市成年後見支援センターが一部機能（広報・相談）を担います。また、高齢介護課、社会福祉課が中心となり、宇城市成年後見支援センターが協力し、本人を中心とする「チーム」及びそれを支援する「協議会」の運営と調整を行います。

	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
中核機関	広報・相談	広報・相談 協議会運営	広報・相談 後見人支援 協議会運営 後見制度利用促進	広報・相談 後見人支援 協議会運営 後見制度利用促進

※令和３年度の広報・相談は、成年後見支援センターで実施

中核機関において、次の4つの機能を担います。

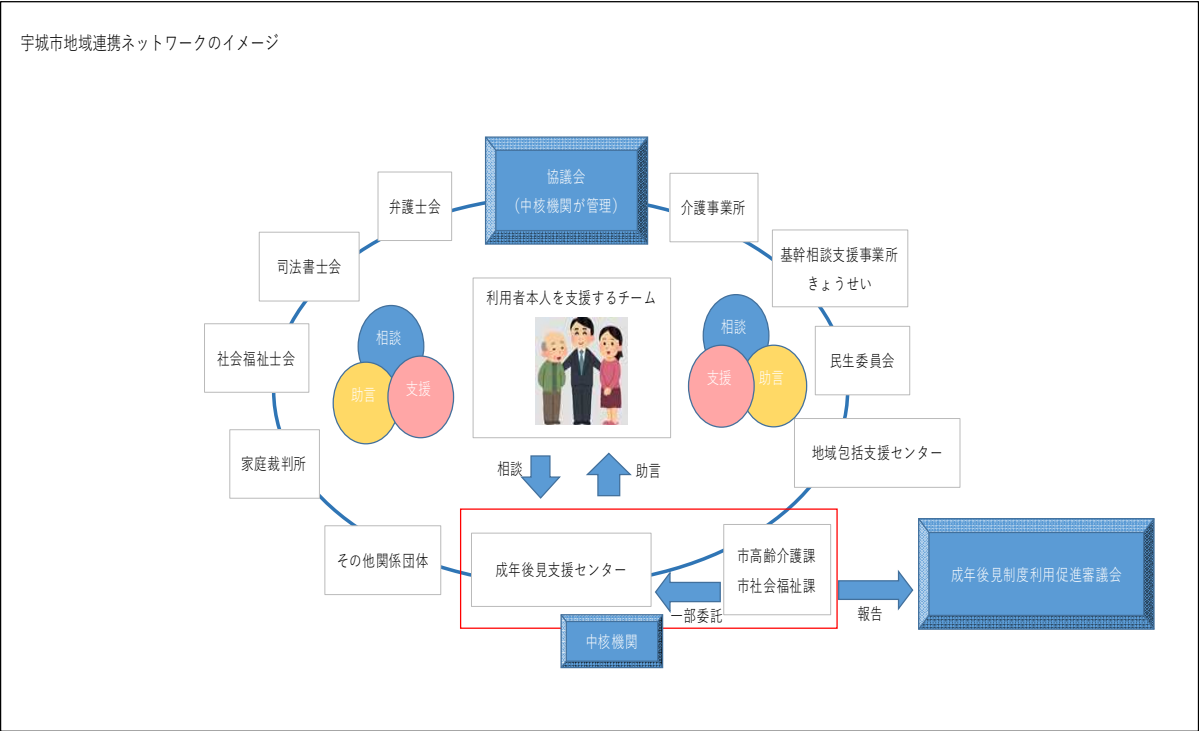
	機 能	内 容	施策番号
1	広報機能	制度の広報、周知	1-1、1-2
2	相談機能	相談、発見、情報集約	2-1、2-2
3	成年後見制度利用促進機能	市長申し立てに関する受任調整への情報提供、市民後見人や法人後見の担い手などの育成支援、地域福祉権利擁護事業からのスムーズな移行	3-1、3-2
4	後見人支援機能	後見等開始後の継続的支援、親族後見人に向けた支援、家庭裁判所との連携	4-1

今後、宇城圏域において、宇土市、美里町、熊本県との協議を重ね、宇城圏域での連携協力体制を構築していきます。

施策5ー2 地域連携ネットワークの構築

既存のネットワーク（地域ケア個別会議、サービス担当者会議、個別支援会議、福祉施設内ケース会議、高齢者虐待防止ネットワーク協議会など）を利用し、成年後見の関りが必要なケースにおいて、司法関係者等の専門職が相談・助言ができる体制を構築します。

＜宇城市地域連携ネットワークのイメージ＞



第5章 計画の評価及び進捗管理

本計画における各事業の取り組みに状況については、宇城市成年後見制度利用促進審議会において、年度ごとに評価を行い、必要に応じ見直しを行います。



第6章 資料編

1 宇城市成年後見制度利用促進審議会運営要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、宇城市附属機関設置条例（平成23年宇城市条例第10号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、宇城市成年後見制度利用促進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 会議は、条例別表に掲げる設置目的を達成するため、次の事項について審議する。

- (1) 成年後見制度利用促進に関すること。
- (2) 成年後見制度利用促進基本計画の見直しに関すること。
- (3) その他成年後見に関すること。

（組織）

第3条 審議会は、委員10人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 介護保険被保険者
- (5) その他市長が必要と認める者

（委員長及び副委員長）

第4条 審議会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを選任する。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長は、会議の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（任期）

第5条 委員の任期は、4年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（責務）

第6条 審議会の委員は、職務上知りえた秘密を外に漏らしてはならない。

- 2 前項の規定は、その職を退いた後も同様とする。

（会議）

第7条 審議会の招集は、委員長が必要に応じて行う。

2 委員長は、会議の結果を市長に報告するものとする。

（庶務）

第8条 審議会の庶務は、健康福祉部高齢介護課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

2 宇城市成年後見制度利用促進審議会 委員

(敬称略)

	区 分	氏 名	所 属	備 考
1	学識経験者	坂井 孝臣	坂井孝臣司法書士事務所 司法書士	
2	学識経験者	大村 英樹	大村英樹事務所 司法書士	
3	学識経験者	小山 久美子	社会福祉協議会 社会福祉士	
4	保健・医療 関係者	中岡 智子	宇城市健康づくり推進課 保健師	
5	福祉関係者	石村 碧胤泰	特別養護老人ホーム 水晶苑 施設長	
6	福祉関係者	沼田 宗生	熊本こすもす園 施設長	
7	福祉関係者	那須 聡英	宇城市社会福祉協議会 事務局長	
8	介護保険 被保険者	坂井 ミチコ	宇城市民生委員児童委員連絡協議会 副会長	
9	行政関係者	岩井 智	宇城市健康福祉部長	

3 宇城市成年後見制度利用促進審議会 開催状況

開催日	審議会	内容
令和3年6月24日	第1回宇城市成年後見制度利用促進審議会	計画（案）の審議
令和3年9月30日	第2回宇城市成年後見制度利用促進審議会	計画（案）の審議
令和4年2月10日	第3回宇城市成年後見制度利用促進審議会	パブリックコメントに関する協議、計画（案）の審議

4 成年後見制度に係る宇城市長による審判の請求手続等に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市長が、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第32条、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第51条の11の2に規定する審判の請求(以下「審判請求」という。)を行う場合における手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審判請求の対象者)

第2条 市長による審判請求の対象者(以下「本人」という。)は、住民基本台帳の記録の有無にかかわらず、現に宇城市内に居住している者(長期間、宇城市内の医療機関に入院している者であって市長が特に認めるものを含む。)であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本人が認知症、知的障害又は精神障害の状態にあるため、判断能力が不十分で、日常生活を営むことに支障がある者
- (2) 本人が認知症、知的障害又は精神障害の状態にあるため、判断能力が不十分で、家族等から虐待を受け、又は無視されている者
- (3) その他市長が必要と認める者

(審判請求の要請)

第3条 次に掲げる者は、本人が審判請求を必要とする状態にあると判断した場合は、市長に審判請求の要請を行うことができる。

- (1) 民生委員
- (2) 本人の日常生活の援助者(親族以外の者(社会福祉法人等の職員を含む。))
- (3) 老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設の施設長
- (4) 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第22項に規定する介護保険施設の施設長
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第12項に規定する障害者支援施設の施設長
- (6) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5に規定する病院の院長又は診療所の所長
- (7) 地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条第1項に規定する保健所の所長

2 前項の審判請求の要請は、成年後見制度に係る審判請求要請書(様式第1号)により行うものとする。

(調査の実施)

第4条 市長は、前条第1項に掲げる者から審判請求の要請があった場合その他必要があると認めるときは、本人と面談し、次に掲げる事項について調査を行う。

- (1) 本人の事理を弁識する能力の程度
- (2) 本人の生活状況及び健康状況
- (3) 本人の配偶者及び2親等以内の親族(以下「親族等」という。)の存否
- (4) 親族等(親族等がいない場合であって3親等又は4親等の親族の存在が明らかであるときは、当該親族を含む。以下この号において同じ。)による本人保護の可能性又は親族等が審判請求を行う可能性
- (5) 市長が親族等に代って審判請求をするべき事由の有無
- (6) 審判請求が本人の福祉の向上につながる可能性

(親族への説明)

第5条 市長は、前条に規定する調査の結果、審判請求を行う必要があると判断した場合において、本人に親族等がいるときは、当該親族等に審判請求の必要性を説明し、親族等による請求を促すものとする。

(審判請求の決定)

第6条 市長は、第4条の調査の結果、次の各号のいずれかに該当し、市長が審判請求する必要があると判断した場合は、審判請求を行うものとする。

- (1) 本人に親族等がおらず、かつ、3親等又は4親等の親族であって審判請求をする者の存在が明らかでないとき。
- (2) 本人の親族等が、文書により審判請求を行わない旨を市長に申し入れたとき。ただし、明らかに文書による申し入れが困難な事由があると認められる場合は、この限りではない。
- (3) 本人に親族等がいる場合で、当該親族等からの虐待の事実が確認されたとき。

2 市長は、第3条の規定に基づく審判請求の要請により審判請求の決定を行ったときは、決定後、速やかに審判請求の要請をした者に対し、決定又は却下について成年後見制度に係る審判請求要請決定(却下)通知書(様式第2号)により通知するものとする。

3 前2項に定める審判請求の決定に当たっては、地域ケア会議又は関係機関等の意見を聴くものとする。

(医師の診断)

第7条 市長が審判請求を行うときは、事前に専門医師に本人の診断を依頼し、後見、保佐、補助のいずれの援助を必要としているか判断するための診断書(様式第3号)を徴するものとする。

(後見人等候補者)

第8条 市長が審判請求を行う場合の後見人等の候補者は、本人があらかじめ任意後見契約により後見人を予定している場合は、その者とする。

(審判請求の手續)

第9条 市長が行う審判請求に係る申立書、添付書類及び予納すべき費用その他の手續は、本人に係る審判を管轄する家庭裁判所の定めるところによる。

(審判請求の費用負担)

第10条 市長は、家事事件手続法(平成23年法律第52号)第28条第1項の規定により、審判請求に係る費用(以下「審判請求費用」という。)を負担する。

(審判請求費用の求償)

第11条 市長は、審判請求費用に関し、本人又は関係人が負担すべき特別の事情があると判断した場合は、負担した審判請求費用の求償権を得るため、家事事件手続法第28条第2項の命令に関する職権発動を促す申立てを家庭裁判所に対し行うものとする。

2 市長は、前項の規定により行った申立の結果、家庭裁判所が本人とその他の者(以下「関係人」という。)に対し、その審判請求費用の全部又は一部を負担すべき命令をしたときは、その指定する関係人に対し、当該審判請求費用を請求するものとする。

3 前項に規定する請求は、成年後見制度に係る審判請求費用請求書(様式第4号)により行うものとする。

(住所地特例の取扱い)

第12条 市長は、介護保険法、老人福祉法、知的障害者福祉法及び障害者総合支援法に規定する住所地特例対象施設に入所又は入居する者の審判請求費用の取扱いについては、関係市町村長と協議のうえ、決定する。

(審判前の保全処分)

第13条 市長は、本人の状況を考慮し、緊急を要する場合において必要があると認めるときは、家事事件手続法第105条第1項の規定に基づき審判前の保全の申立てを行うものとする。

附 則

この告示は、平成20年4月25日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成25年5月30日告示第100号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成25年12月12日告示第153号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成30年2月13日告示第22号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年2月18日告示第19号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(令和元年10月24日告示第68号)

この告示は、告示の日から施行する。

5 宇城市成年後見制度利用支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、成年後見制度を利用しようとする者が、後見、保佐及び補助（以下「後見等」という。）開始等の審判の請求を行い、家庭裁判所が、成年後見人、保佐人及び補助人（以下「後見人等」という。）を選任した後に、後見人等の報酬の全部又は一部を助成することにより、後見人等が適切な身上監護、財産管理を行い、成年被後見人、被保佐人及び被補助人（以下「被後見人等」という。）の生活を守ることができるよう支援することを目的とする。

(助成の対象者)

第2条 宇城市成年後見制度利用支援事業（以下「事業」という。）の対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する親族を除く者が成年後見人等を選任されている成年被後見人、被保佐人又は被補助人である者
- (2) 市内に居住し住民基本台帳に登録されている者又は介護保険法（平成9年法律第123号）第13条第1項及び第2項に基づき宇城市が介護保険の保険者となっている者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項に基づき宇城市が支給決定を行うこととされている者
- (3) 収入等の状況が次のいずれかに該当する者
 - ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者
 - イ 後見人等に報酬を支払うことで生活保護法の被保護者となる者
 - ウ その他特に市長が必要と認める者

(助成金の額)

第3条 助成対象費用は、後見人等の報酬の全部又は一部とする。ただし、市が助成する金額は、家庭裁判所が決定した報酬額の範囲内で対象者の生活の場が在宅にあっては月額2万8,000円、施設入所中にあっては月額1万8,000円を上限とする。

(助成金の申請等)

第4条 事業の助成を申請する者は、対象者及び対象者の代理人としての後見人等（以下「申請者」という。）とし、成年後見制度利用支援事業利用申請書（様式第1号）に次に掲げる資料を添付のうえ、市長に提出しなければならない。

- (1) 報酬付与の審判決定書の写し
- (2) 登記事項証明書

2 市長は、前項の申請があったときは、これを審査のうえ、助成の適否を決定し、成年後見制度利用支援事業助成決定（却下）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（助成金の支払）

第5条 前条の助成の決定を受けた申請者は、当該決定された助成額を成年後見制度利用支援事業助成金請求書（様式第3号）により市長に請求するものとする。

（変更の届出）

第6条 事業の助成決定を受けた申請者は、次の各号に掲げる事項に変更があった場合は、成年後見制度利用支援事業変更届（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

- (1) 対象者の氏名又は住所（所在）
- (2) 後見人等の辞任、解任
- (3) 後見人等の職務の変更
- (4) 後見人等の氏名又は住所
- (5) 後見人等に対する報酬の額

（対象者死亡後の助成金の申請等）

第7条 対象者が死亡した場合において、その者に支給すべき助成金で支給しなかったものがあるときは、その者の後見人等であった者は、対象者が死亡した事実が確認できる資料を添付して第4条の規定により申請することができる。この場合において、第4条中「成年後見制度利用支援事業利用申請書（様式第1号）」とあるのは「成年後見制度利用支援事業利用申請書（特例用）（様式第5号）」と、第5条中「成年後見制度利用支援事業助成金請求書（様式第3号）」とあるのは「成年後見制度利用支援事業助成金請求書（特例用）（様式第6号）」と読み替えるものとする。

（終了の届出）

第8条 対象者の成年後見等が終了した場合は、対象者又はその成年後見人等であった者は、成年後見制度利用支援事業終了届（様式第7号）により市長に届け出なければならない。

附 則

この告示は、平成20年4月25日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成20年12月25日告示第188号）

この告示は、平成20年12月25日から施行する。

附 則（平成30年4月6日告示第67号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成31年2月18日告示第18号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（令和元年10月24日告示第68号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（令和3年3月16日告示第24号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（令和4年3月8日告示第22号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（様式省略）

6 成年後見制度への改正経緯（参考文献）

後見制度の歴史的経緯 成年後見制度における基本的な法には、「民法」と「任意後見契約に関する法律（以下、任意後見契約法と呼ぶ）」がある。ここでは、日本における成年後見制度の歴史を簡単に振り返ってみよう。現在の成年後見制度以前には、1898年（明治31年）に制定された「民法」において創設された「禁治産制度」と「準禁治産制度」が存在していた。この制度における「禁治産」とは、文字通り判断能力の不十分な人の財産管理を禁止して、第三者がその者の代わりに財産を管理するという制度であった。この制度の下で、裁判所が、本人や親族の申立てに基づいて「禁治産宣告」または「準禁治産宣告」をして、本人に配偶者がいれば、その配偶者が後見人や保佐人になるものと規定されていた（改正前民法840条、847条等）。「禁治産制度」等には、様々な問題点が指摘されたために、2000年（平成12年）4月1日に「民法」の抜本的改正による現在の成年後見制度が施行された。また、同年4月1日に「任意後見契約法」や「介護保険法」も施行されている。新しい成年後見制度の基本的理念としては、①自己決定の尊重、②残存能力（現有能力）の活用、③ノーマライゼーションの三つの理念が掲げられている。その理念を踏まえて、新しい成年後見制度には、多くの改正された点があるが、その内のいくつかを挙げると、①判断能力の程度に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の3つの類型を創設した点、②自己決定を尊重した任意後見制度が創設された点、③配偶者が原則として後見人に就任するという制度が廃止され、裁判所が本人にとって最も適任な者を後見人に選任するという制度に変わった点、④市長村長が申立てをすることができるようになった点などが挙げられている。さらに、2016年（平成28年）に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下、「成年後見制度利用促進法」と呼ぶ）」が制定され、同年5月13日に施行されている。同法3条には基本理念として、(1)後見制度の理念の尊重（(i) ノーマライゼーション、(ii) 自己決定権の尊重、(iii) 身上の保護の重視）、(2)地域の需要に対応した成年後見制度の利用の促進、(3)成年後見制度の利用に関する体制の整備の3つが挙げられている。そして、それらの基本理念を踏まえて、同法11条に基本方針として、(1)後見制度の理念の尊重に対応して、(i) 保佐及び補助の制度の利用を促進する方策の検討、(ii) 成年被後見人等の権利制限に係る制度の見直し、(iii) 成年被後見人等の医療等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討、(iv) 成年被後見人等の死亡後における成年後見人等の事務の範囲の見直し、(v) 任意後見人制度の積極的な活用、(vi) 国民に対する周知等が示されている。さらに、(2)地域の需要に対応した成年後見制度の利用の促進に対応して、(i) 地域住民の需要に応じた利用の促進、(ii) 地域において成年後見人等となる人材の確保、(iii) 成年後見等実施機関の活動に対する支援が示されている。(3)成年後見制度の利用に関する体制の整備に対応して、

①関係機関等における体制の充実強化、②関係機関等の相互の緊密な連携の確保が示されている。

<引用>産業文化研究27研究ノート（2018年3月）

わが国の成年後見制度の概要-市民後見人のあり方を検討する前提として 高 須 則 行

宇城市成年後見制度利用促進基本計画

令和4年3月

発行 宇城市健康福祉部

高齢介護課 社会福祉課

〒869-0592

熊本県宇城市松橋町大野85番地

電話 0964-32-1111（代表）